おとさだ
乙貞

第255号　通巻44第4号
令和６（2024）年10月１日発行

守山市立埋蔵文化財センター
〒524－0212　守山市服部町2250番地
TEL＆Fax　077（585）4397
Mail　maizobunkazai@city.moriyama.lg.jp

秋冷とは程遠いのですが、随分と過ごしやすくなった朝夕に秋の到来を感じられるようになりました。このように季節が移ろい始めた秋彼岸の頃に、奥能登地域は集中豪雨によって甚大な被害に見舞われました。能登半島地震の被災復興がままならない地域に盤踞した線状降水帯によるものですが、それに加勢するかのように常軌を逸した進路をとり、奥能登に向かった台風14号を、まるで弱みにつけこむ蛇蝎のごとき生き物と思われた方も多いのではないでしょうか。

古代より日本は、自然界の万物に宿る八百万の神々を崇拝し、人々を苦しめる自然現象をも神格化、生物化するマインドセットがあります。古事記には、スサノオノミコトを「青山を枯山なす泣き枯らし、河海をば悉に泣き乾しき」と記していて、その粗暴で傍若無人さ故、高天原から追放されるわけですが、神格の嵐神ならぬ台風の化身との異説があります。そのスサノオが退治したヤマタノオロチも古代より氾濫を繰り返した斐伊川の水害の生物化、さらには、俵藤太に成敗された三上山の大百足も野洲川の水害の生物化との説があります。

乙貞紙面からではありますが、奥能登集中豪雨で亡くなられた方々のご冥福を衷心よりお祈りするとともに、金輪際、荒ぶる神や大蛇、大百足が跋扈しませんことを願ってやみません。

それでは、8月以降に実施した発掘調査の成果とイベント情報をお伝えしていきます。

発掘調査だより

阿比留遺跡第６次調査

6月から着手しています阿比留遺跡第6次調査は、3か月余りを経過し、設定した8調査区（下図①～⑧）のうち、①～③、⑤の発掘調査作業を終え、現在、⑦（調査区⑦）に着手しています。

ここでは、調査を終えた②と③、⑤の調査成果を取り上げます。前号掲載した②で古墳跡とともに見つかった方形周溝墓は、調査地を一部拡張したところ、溝を共有する４基（SX-1～４）を確認することができました。周溝の一辺７～８mを測る周溝墓で、出土した甕や壺などの土器から弥生時代中期の時期が考えられます。

古墳の周濠と考えられる溝のうち、ＳＤ－１からは前号で出土をお伝えした円筒埴輪の他に、さらに頭部や腕など、３体分の人物埴輪が新たに出土しました。調査が進んだ現在もその墳形や規模などの把握には至っていません。

②の南側に設定した③（調査区３）では、溝SD-２～４と土坑、ピットを検出しています。このうち、SD-3からは円筒埴輪片が出土していて、②検出の溝、つまり周濠の続きの可能性があります。

⑤でも土坑、ピットと平行する３条の溝（SD-

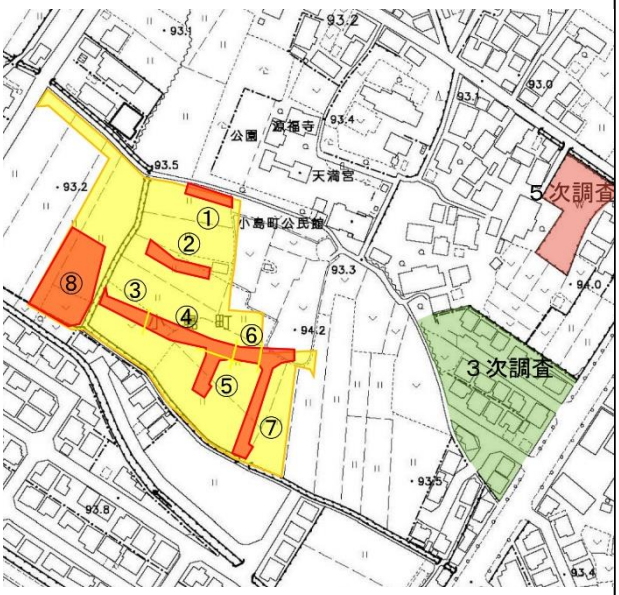

調査地位置図

第２調査区調査風景（上左）・同調査区埴輪出土写真（上中右）

第２調査区調査風景（ドローン撮影画像）

５～７）を検出しています。このうちのSD-５からも円筒埴輪が多数出土しています。

このような②、③、⑤の調査から、５世紀末から6世紀にかけて築造された埋没古墳の包蔵が明らかになりました。

今回のように、発掘調査によって埴輪を伴う古墳が見つかったのは12遺跡目となります。市内の彼方此方に未だ知られていない古墳が埋没していることを再認識しました。

さて、阿比留遺跡は、当地約200m東側に伸びる市道・古高川田線の建設工事の際に発見された遺跡で、古墳時代中～後期の集落跡として周知されています。道路北西側で実施した第3次、今年1月～3月に実施した第5次調査でも、竪穴建物や掘立柱建物などの古墳時代後期の集落の広がりを捉えていて、そのことが首肯されます。

しかし、その西側に位置する当調査地では様相が一変し、弥生時代後期の方形周溝墓と古墳時代後期の古墳跡が発見されました。調査地一帯は塚生（つかばさま）という小字名で、一段高い地形であったと伝えられていますが、今回の古墳跡の検出は、小字名と伝承されるかつての景観を傍証しうる内容といえます。

第３次調査によって、既往調査地と当地の間には、幅10mを超える旧河道が南北に流れていたことがわかっています。

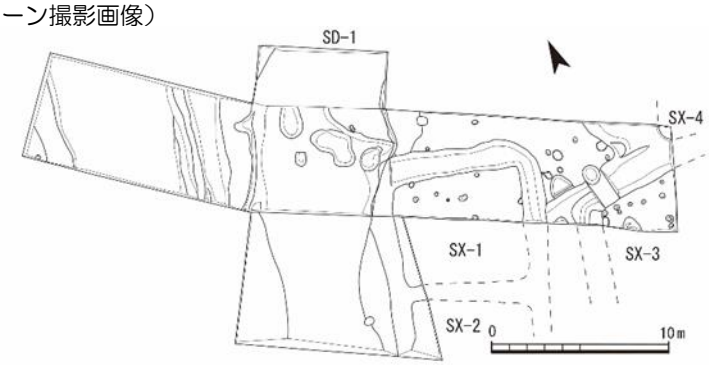

第２調査区（上図）・第３調査区（下図）検出遺構平面図

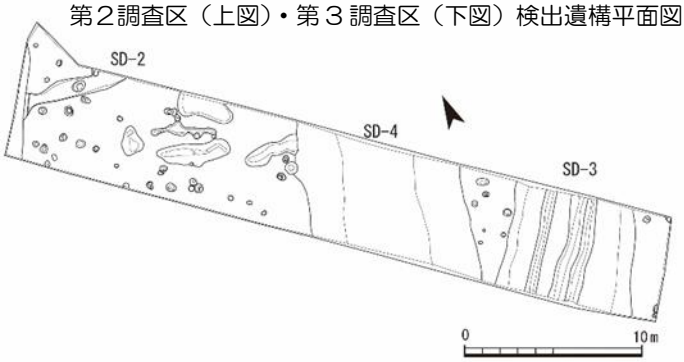

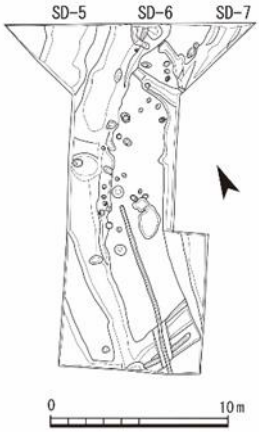

第２調査区検出遺構平面図

そして、この旧河道からは、5世紀後半から６世紀代の刀鞘や刀形などの祭祀具の出土が報告されています。つまり、阿比留遺跡には、５世紀～6世紀に集落が営まれており、旧河道を隔てて、ほぼ同時期に古墳が築かれたことが想定できます。

調査は今後も続き、11月末が終了予定になっています。検出した古墳については、現在調査中の⑦、今後着手する④、⑥、⑧によって、その築造数や規模、墳形などを詳らかにすること、また、集落と古墳との関係性を知る手掛かりを得ることを念頭において調査を進めていきます。

（畑本）

トピックス topics トピックス topics トピックス topics トピックス topics

埋蔵文化財センター令和６年度秋季特別展
「発掘調査からみた古墳時代の情景」を 10 月５日（土）から開催します！

３世紀半ばから７世紀の日本列島では、彼方此方で前方後円墳に代表される古墳築造の槌音が響いていました。一説では、その数は全国のコンビニエンスストアの3倍余の16万基とされる古墳が築かれた時代を古墳時代と呼んでいます。

古墳は首長が葬られた巨大な墓で、支配下の民衆がその築造に従事したことから、支配者である首長と被支配層の民衆という階級社会であったことがうかがえます。

今回の特別展は「発掘調査が語る古墳時代の情景」をテーマに、令和6年10月５日（土）から12月15日（日）まで（毎週火曜日と11月25日を除く）開催いたします。

弥生時代が過ぎ去った後の古墳時代の守山には、須恵器やカマドなど、先進の渡来文化がもたらされました。そのことによって、人々の生活様式が大きく変わったことを知っていただくために開催いたします。来館いただきますようご案内いたします。

下の写真画像は臨時休館以降の準備作業の進捗状況写真で、間もなく準備が整います。

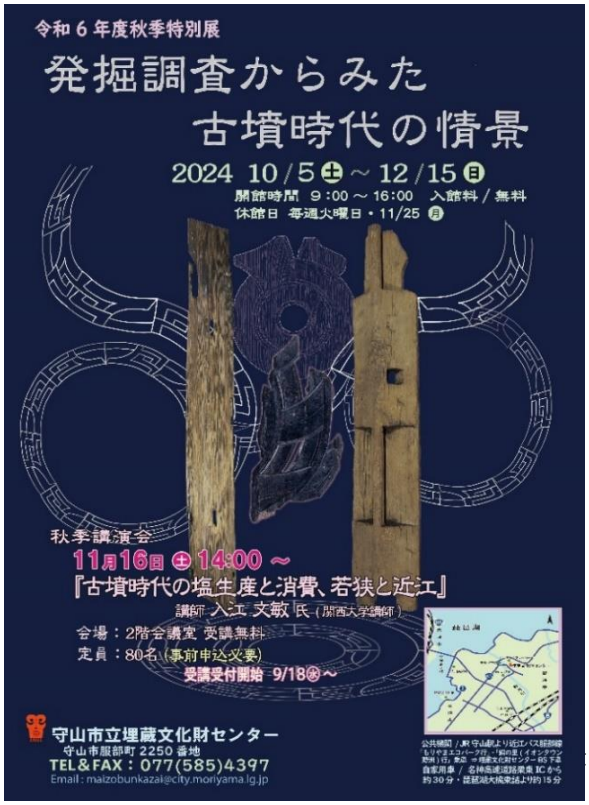

9月18日 常設展示品の撤去風景

9月25日 展示作業風景

9月30日 展示品・パネル掲示の完了

秋季講演会開催のお知らせ

秋季講演会を秋季特別展開催期間中の11月16日（土）に下記のとおり開催いたします。

本紙発行の10月1日現在、若干の空きがありますので、受講をご希望の方はご連絡ください。

日 時　11月16日（土）午後２時～
演 題「古墳時代の塩生産と消費、若狭と近江」
講 師 入江文敏氏（関西大学講師）
会 場 ２階会議室
定 員 先着80名（事前の電話申し込みが必要です。）

昨年度開催風景（講師は森岡秀人氏）

歴史入門講座第３，４講 開催しました

第３講開催風景

この８、9月には、講座第３講を８月17日に、第4講を9月21日のいずれも第3土曜日午前10時から開催しました。

第3講は、「馬でひも解く古墳時代の近江」をテーマに滋賀県文化財保護課の北原 治さんに講演していただきました。

北原さんは昨年、県立安土城博物館で開催された「馬でひも解く近江の歴史」の企画をされていて、馬は、古墳時代に軍事力として日本に伝わってきたことや昭和の時代まで戦争に駆り立てられていた展示内容そのものを講演で再現していただきました。

９月に開催した第4講のテーマは「継体大王と6世紀の近江」、講師は、継体大王にゆかりのある高島市の白井忠雄さん（同市教育委員会文化財課）です。

継体大王の父彦主人王が被葬される鴨稲荷山古墳に程近い高島市歴史民俗資料館におよそ40年間勤務されていた白井さん曰く、大王の第26代天皇即位の要因を製鉄に秀でていたこととし、大王の人となりや研究史から始まり、6世紀の東アジア情勢、滋賀県内の関係古墳を概観し、自らの論を明快にお話しいただきました。

第４講講演風景

第3、４講ともに、受講者には大変興味がそそられるテーマであり、それに違わぬ講演をしていただきました。北原さん、白井さん、ありがとうございました。

歴史入門講座資料は受講者以外の方にも配布させていただきます。ご希望の方は埋蔵文化財センターまでご連絡ください。

これまでの乙貞や新着情報は、『歴史のまち守山』や Facebook からもご覧いただけます！

◀歴史のまち守山はコチラから
http://moriyama-bunkazai.org

守山市立埋蔵文化財センターFacebook ページはコチラから▶
https://www.facebook.com/MaibunMoriyama/?ref=bookmarks

【後記】秋季特別展に向けて、今まで学習した記憶がない埴輪について仕込みを行っています。埴輪について、原文は割愛しますが、『日本書紀』垂仁天皇の巻には、皇后であった日歯酢媛命の死に際し、人や馬を殉葬する風習を回避するために、人馬を象った埴輪をその代替としたことが語られています。しかし、垂仁天皇が実在したとすれば、３世紀後半から４世紀前半頃に比定されていて、この頃には埴輪の名の通りの円筒埴輪は配されていたものの、人や馬を象った埴輪はいまだ出現していません。まことしやかな埴輪の起源説話とされています。

しかし、ここでは殉葬に注視してみたいと思います。時代を遡る卑弥呼の時代にも、「卑弥呼以て死す。大いに冢を作る。径百余歩、徇葬する者、奴婢百余人。」と「魏志倭人伝」に記されていて殉葬者数はともかく、殉葬の風習があったことが考えられます。

逆に時代の降る大化の改新の折に発布された薄葬令からは、未だに主君のために殉死したり、殉じて殺される人や馬がいたのではないかと想像できます。さらに、９世紀に編纂された養老令の注釈書である『令集解』には、「信濃国では、夫が死んだ場合に妻が殉死する、させられる風習のあったこと」が書かれています。ことの真偽を確かめることはできませんが、殉死する側も殉殺する側も、そのような行動規範を共有していたのかもしれません。そして、それは美意識として昇華され、武士道や戦前の軍国主義下の死生観に脈々と受け継がれていたのではないかと思いを飛躍させています。（馬耳東風）